中世都市堺成立過程における都市民の変容

―開口神社を中心に―

高橋素子

はじめに

堺をモデルとしてなされた「自由都市」・「自治都市」研究は、以後の自治都市研究の進展に大きな役割を果たした。 (2) (3) 堺の会合衆の力は増す。そして永禄九(一五六六)年以後、松永久秀は堺に代官のみを派遣し、施政を住民に託すに至っ ニス市の如く執政官によって治められ」た都市であった。「執政官」と記された「会合衆」によって「自治」が行われた 応仁の乱後、 中世都市堺は、 細川・畠山両氏が抗争する間に、三好氏が堺を勢力下に収める。三好氏の支配下で、その経済力を背景に 十六世紀の「自由都市」・「自治都市」として著名である。イスパニアの宣教師の目に映じたのは、「ベ

姿が確認されて然るべきであろう。この点は、近年の注目すべき考古学の成果によって徐々に解明が進んでいる。(6) し、文献史料に拠る「自治」以前の堺都市研究は未だ十分ではない。中世都市堺は、堺南北荘から直接的に都市に発展し ところで、「自治」が到達点であるとする都市共同体論に拠るならば、中世都市堺において「自治」到達以前の都市の た。この頃が、都市堺の「自治」の端緒とされる。

荘と、菅原神社とその神宮寺である常楽寺を中核とする北荘との複合的な都市構成をとっていた」と説明されているが、 きい場所に位置し、人的・物質的に流通の要衝でもある堺が、 都市堺という図式を所与のものとする従来の堺都市研究には疑問を持たざるを得ない。 空間的には、 たものとされており、「中世堺は、 中世都市堺と堺南北荘は後述のとおり、必ずしも一致したものではない。この点で、堺南北荘イコール中世 開口神社とその神宮寺である念仏寺、さらに住吉大社の神幸所の宿院を中核とした南 荘園制的枠組みをそのまま存続し得たと考えることには無 地理的には港湾部を抱え変化の大

行する過程において、堺南荘の鎮守とされた開口神社を例にその支持層の変化を検討する。この変化は、都市堺が形成さ れていく過程の顕著な一例であると考えるからである。 本稿では、まず堺南北荘と中世都市堺が領域的に別個のものであることを確認する。その上で堺南北荘から都市堺へ移

理があるのではないだろうか。

第一章 堺荘と都市「堺」

立していた。 二 (一三)四) 堺は、 摂津国堺北荘と和泉国堺南荘からなるとされる。(*) 年七月八日の譲状に天王寺遍照光院領と記されている。(ユロ) 堺北荘は十三世紀以前の成立が認められる。 (9) 従って堺南北両荘は、 遅くとも鎌倉中期には成 堺南荘 は、

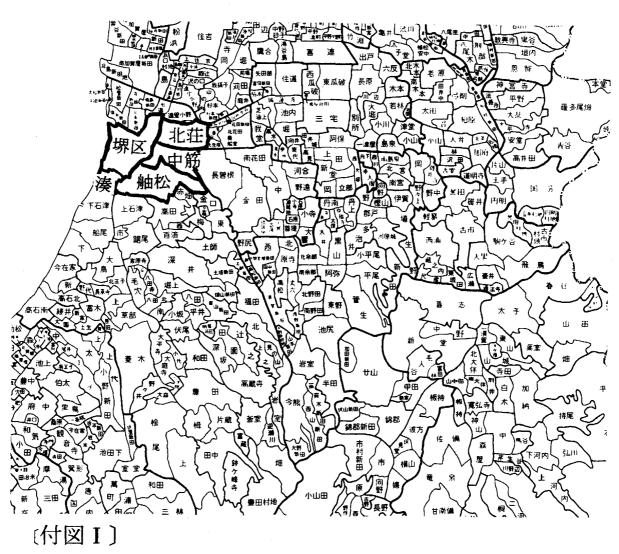
を考える前提として、その空間領域について確認しておく必要があろう。 堺南北荘が、 中世都市堺を構成する、というのが従来の通説である。 果たしてこの解釈は妥当であろうか。 中世都市堺

こうして四方が堀によって囲繞されることとなった。現在、旧堺市街に残る景観は、元和以降の町割を基としたもので(当) 堺の町割は、元禄二(一六八九)年の「堺大絵図」で確認できる。絵図に見られる環濠は、土居川と呼ばれる。堀の形は全焼し、灰燼に帰した。その後、直ちに江戸幕府の手により全く新しい町割が施された。こうして出来上がった近世 川付け替え、新田開発等により海岸線が西に移動したため、天保年間(一八三〇~四四)に内川と称される堀が完成した。 は北堀・ 大坂攻撃のため紀伊から北上し堺に布陣した浅野勢に対して、大坂方大野道犬が、堺の町に放火したものである。 今もなお環濠の一部が残存し、旧堺市街全体は、「堺環濠都市遺跡」と呼ばれている。 幾度も大火に見舞われている。とりわけ元和元(一六一五)年四月、 南堀が一直線であるのに対し、東堀は中央部が東に張り出している。 大坂夏の陣に際しての火災は大規模であ 西海岸部は、宝永元(一七〇四)年の大和 堺

ち環濠の調査により、 っていたものと推定されている。中世の堺は、江戸時代のものに比べ、かなり小規模だったと考えられるのである。従頃 って現在の土居川外部の地域は、 中世の堺の景観は、どのようなものであったのか。近年遺跡の発掘調査が進み、実態が判明しつつある。すなわ 現在見られる環濠の穿掘が江戸時代であり、元和以前の濠については現在よりもかなり内側をめぐ 当然中世における都市域の外部に該当することになる。

の町割よりさらに小規模だった中世堺の外部であったことを意味する。中世都市 も見える。ところが、ここに奇妙な事実が存在する。近世、堺廻り四ヶ村と呼ばれ、堺付村として堺奉行の支配地であ(ધ) った村の一つに「北庄村」がある。この「北庄村」は、 本章の冒頭で述べたとおり、堺は北荘と南荘に分かれると考えられている。現堺市域には「北庄町」・「南庄町」の地名(窓) 元和の町割の外部に位置する。つまり、「北庄村」付近は、 「堺」を構成していたと言われる「北庄 元和

の地名がその都市域の外部に見られるのである。



市制町村制施行直前行政区画図 (明治22年3月31日) 『大阪府史』第7巻付図を参照

『堺市史』で三浦周行氏は、興味深い事実を提示している。

堺 地 (21) 中筋二村にあつて百舌鳥耳原中陵の西に原の茶屋の名が残つてゐるが、三村の中の原の名残であらう。(舳松村土地台帳 然るに木戸の名はもとの中筋村の字地に残つてをる。(享保十七〔一七三二〕年中筋村田畑畝高帳) 図会に堺北荘には向領村中筋村原村の三村があり、 れてをつた。所謂三村は開口木戸原の三村であつて其地名は今の仁徳天皇陵の附近に字地としてのこつてゐる。和漢三才 ……今尚ほ大寺の名に依って知られてゐる念仏寺が別当をした開口神社は、式内の古社であるが、古くは三村宮といは 南荘には開口村木戸村の二村があるといっており、…… 原の名ももとの舳松 (中略) ……

位置は未確認である。(窓)、現在の所在地は、四 ここにいう開口神社は、堺南荘の鎮守であり、 堺市甲斐町である。史料上確認しうる限り、 古来、 開口 ・木戸・原の三村の鎮守であったため、 現所在地とほぼ同位置であるが、時代を遡ったその 三村宮とも呼称され

に確認できるのである。 すなわち堺南荘の鎮守であった開口神社=三村宮の呼称の依拠する村々が、字名として元和町割に描かれた都市堺の外部 右に引用した三浦氏の説に依れば、「木戸」や「原」の字名が、堺廻り四ヶ村のうち、中筋村や舳松村に残っている。 中世において都市「堺」の外縁部に当たることは言うまでもない。 (付図Ⅰ

のものではないのではないか、 ここに一つの推定が成り立つ。 という推定である。果たしてこの推定は、 つまり、 環濠で囲繞された中世都市堺と荘園であるところの堺南北荘とは、 史料上からも確認できるものであろうか。 必ずしも同

第二節 荘域と都市域

前節では、 堺南北荘と都市 堺 は空間的にズレがあるのではないか、 という推定を得た。この推定を史料上から確認

したい。

【史料A】

今日御馬也、 但此所不可有沙汰、 次参境王子、次第又如例、次於境有御禊、 仍觸右中辨前陣、 次大鳥居新王子云々、 〔田中也。 南向。〕(〔 =割注。 以下同じ)自此所先陣参晝養御

(史料B)

廿二日、己卯、 ……次入御住江釣台、 為御昼養也、 供御已下長盛儲之、 公卿· 殿上人膳太以過差、 小時出御、 次参御堺王

子、次於堺有御禊、……

れるのである。 徐々に集落が形成されていたと考えて差し支えあるまい。 来の拠点となる堺王子を中心とした集落が成立し、さらにこれとは別に「堺」と呼ばれる領域が存在していたことが窺わ に「堺」に赴いている。「御禊」の為に訪れた「堺」がどこであるかは不明であるが、鎌倉初期には、 するようになって、 メインストリートとなっている。史料A・Bでは、熊野街道沿いにある「堺 は現堺市東部、 現堺市東部、方違神社の西を通り、長尾街道と交差していた。史料Aは後鳥羽院、史料Bは修明門院の熊野参詣記事である。(26) これが後の中世都市堺に直接つながるものと即断することはできない。しかし、熊野街道周辺地 付け替えが行われ、 長尾街道と交差していた。しかし、西部海岸地域、 堺の町中を貫通するようになった。これが大道と呼ばれ、 京都から熊野三山への参詣道である熊野街道は、 (境)王子」に参詣した後、「御禊」のため 堺津が、 旧堺市街の中心をなす 港湾都市として発展 熊野街道沿 いに往 古く 域に

大・移動していったというものである。すなわち鎌倉時代初期にかけての堺周辺の景観は、現在とかなり異なっていた。 地に分けられる。 三浦周行氏は、 二分しているのが洪積層の上町台地である。この台地上にまず集落が形成され、 地質学的に堺が徐々に西方に拡大・移動していったと説明する。 大阪平野は、 徐々に西部湿地帯に拡 大阪海岸低 地と河内低



国土地理院25000分の1地図「堺」・「大阪南西部」 を53%に縮小して利用

500m 3 500 1000 1500

従って鎌倉末期には立荘していた堺南北荘付近の景観も、 現在とは相違していたはずである。 しかし、 その荘域は南北両

荘ともに不明である

[史料C]

泉之南荘舳松(傍点筆者)有一小院、予近獲之以為小憩之地、輙改其舊称扁南宗、 因述一 偈云

舊菴更始號南宗、 豈為曹溪繼後蹤、 者我不傳底衣鉢、 寒流石上一株松、

丙戌秋八月念七(大永六)

宗亘 (壷印

は、 ここにいう「宿院」は、大絵図によると「舳松町」付近にある。ところが、 宗庵於宿院 述のとおり堺廻り四ヶ村は、近世堺の復興に際し、環濠を巡らした都市域の外部に作られた付村である。二つの「舳松」 地名「舳松」に注目したい。南宗寺所蔵の「特賜正覚普通国師塔銘」には、「……弘治二(一五五六)年丙辰、長慶移南 これは、大徳寺の古嶽宗亘が、(堺)南荘舳松にあった一小庵を入手して南宗庵と改名したことを記した史料である。 どのような関係にあるのだろうか。 (傍点筆者)之南隣、為先考筑前太守元長入道海雲齋善室等、慶僧門鼎建巨刹、改庵日南宗寺、……」とある。 堺廻り四ヶ村の一つに「舳松村」がある。

ある。 帰路 陸部に位置していたとしても、 「舳松」とは、文字どおり船の舳先を向けるための目印になる松のことである。『堺鑑』には、 三浦周行氏の指摘するように堺は、徐々に海岸線が西進して出来上がったものである。従って「舳松」が、 堺浦に立ち寄った際に船をつないだ先を舳松と呼び、町名の由来としている。しかし、「舳松村」の位置 以前には海岸線に接していたと考えることは十分可能である。 神功皇后の三韓征伐 は 現在内 内陸で

える「舳松町」、そして堺廻り四ヶ村の一つ「舳松村」、この三者が全く無関係であるとは考え難い。 舳松」についてのこれ以上の解釈は史料上の制約がある。しかし、中世の史料から窺える 「舳松」、 元禄の大絵図に見

史 料 D³³

伝聞、 昨日於河州合戦、畠山弾正少弼令生涯云々、其外遊佐河内守、 同越中子二人、丹下毛穴父子生涯云々、此外境ノ向・

(史料 (E 34)

(傍点筆者)ニテ千五百人誅死云々、……

毛一若衆以下クヅレテ堺ノムカヰ(傍点筆者)ト云所へ引入テ大都腹切討死ス、…… 十四日ニ……南都ニテ合戦、利ヲ得タル注進ニ尾張殿方得力、陣中喜ワメル時分、寶來衆以下山ヲコエテ河州へ入ヲミテ、

三郎と申候伯楽……」という記載がある。では「向(井)」とはどこであろうか。『蔗軒日録』文明十六(一四八四)(35) 四月一日条に「……藤与一至云ムカイト云処ニ有仁徳天皇御廟……」とある。「仁徳天皇御廟」、すなわち大山古墳を含 されたとおりである。以上のことから、環濠によって区分された都市域の外部にも「堺」と称される地域の存在が認めら む百舌鳥古墳群全体は、元和の大絵図に見える堺の都市域からは外れて位置している。従って「仁徳天皇御廟」の所在地 「向」が、堺の都市域から外れることに相違ない。しかも、「向」と呼ばれる地域が堺の内であることは史料D・Eに明示 ここでは、「境ノ向」「堺ノムカヰ」という記載が見える。また、『観心寺文書』中に「去明応六年六月六日堺向井之助

と呼ばれた地域の存在が確認できた。この地域としての「堺」と堺南北荘が一致するか否かについてはひとまず置くにし 何故見られるのであろうか。 れるのである。 本章では、堺南北荘と都市としての堺との空間的な広がりを比較した。その結果、 都市堺が堺南北荘の中に含まれる形で存在していた事は事実であろう。このような荘域と都市域の空間的ズレは 中世都市「堺」の周辺部にも

する。人々は、 考え得るのは、 良港を求めて海岸部に集住するようになる。当然堺南北荘の荘域と都市域とのズレは生じることになる。 自然 ・地形との関連である。 すなわち、 徐々に海岸線が西に移動するにつれて荘域もまた都市域も変化

為的要因が大きく作用していると考える。 しかし、荘域と都市域との空間的ズレは、 次章以下、 地理的要因のみによって生じたものだろうか。否、 更に考察を進めていくことにする。 都市が成立する条件は、 人

第二章 住吉社と開口社

第一節 念仏寺

は、 うになる。本節では、この念仏寺がどのような性格を有する寺院だったのかを考察する。 吉大社の外宮、あるいは奥院と称され、現在夏八月一日の住吉からの堺渡御の由来となっている。この開口神社の神宮 寺が念仏寺である。それ故開口神社は、 か塩土老翁神は、住吉三神を一神で表した神像と一致すると考えられるようになった。こうした関係から開口神社は、 木戸・原の三村の神を統合して一社三村の社とされていたらしい。故に当社は「三村宮」とも称されている。 堺南 塩土老翁神である。 |荘の鎮守社は開口神社である。 開口神社は、少なくとも院政期から鎌倉初期には堺南荘内に敷地を構えていた。(38) 祭神は塩土老翁神・素盞嗚命・生国魂神である。社伝によると開口におづちのおじ 室町期になると「念仏寺」、あるいは念仏寺の別称である「大寺」と呼ばれるよ 神社は、 いつの 祭祀 領から 心の中心 開口 住

したい。ここに見える「向二郎入道」とは、(⑵ 通₄₀ 年の四月に行われた。この際に支出された布施物を列挙したのが布施注文ということになる。この二通の布施注文に注目 を陰陽師に諮問し、 開口神社文書」中には、 及び関連すると思われる五月廿六日付の立塔日時勘文がある。塔の建立に先立って築壇・居礎 その回答を得たものが立塔勘文である。この塔が完成し、 建保七(一二一九) いかなる人物であろうか。 年四月の堂供養・塔供養の際、 その落成供養が堂舎供養とともに建保七 その導師に支出した布施 ・立柱のための吉日 0 関連文書が二

た。 この向井氏は、 向 さらに念仏寺と周辺住人たちとの関連を見よう。 .并 の地名については、 向井の地を本貫とした御家人一族である。このように念仏寺には、 前章でも触れたとおりである。「開口神社文書」には、「向井」 和泉国御家人が堂供養に参勤してい を名乗る者の売券もある。

ともに「庄官」と呼ばれる者達が関わっていた。この「庄官」とはどのような者であろうか。先にも見たように付近の向 仏寺は御家人や「庄官」と呼ばれる在地有力者の深い帰依を受けていたのである。 能性もある。 力者だったと思われる。 井村を本貫とする向井氏が念仏寺仏事に深く関わっていた。おそらく、この「庄官」の語で表される者は念仏寺周辺 後者は、 正会から始まって十二月二十五日の祈祷までの年中行事を列挙したものである。中でも注目されるのは、 日の記事と十二月二十五日の祈祷の記事である。前者は、修正会の際の牛玉宝印を庄官方へ送るというものである。 開口 神社には、 不明な点が多いが年末の祈祷と開口神社の庄官との関わりを示すものである。このように念仏寺仏事には寺僧と 寺院の仏事に関わることは、 永和元(一三七五)年の念仏寺年中行事を記した史料がある。これは、(4) あるいは、「庄官」という呼称から推して、念仏寺=開口神社領の荘務を分担していた者達 その寺院と密接な関係にあることを示している。 正月一日の大黒祭、二日 鎌倉期における開口 正月修正会の五 一神社 一方 !=|念 の有 の修 の 可

第二節 堺南荘と住吉社

和 泉国 堺南荘は、 嘉元二 (一三〇四) 年に天王寺遍照光院領と見えるが、(45) その後の伝領関係は不明である。 そして南

【史料 F

北朝期に住吉社領として再度登場することになる。

住吉社申当社領堺南庄守護使狼藉事、 先度被仰了、厳密可致其沙汰之由、 重被仰下之状如件、

八月廿三日 勘解由次官(花押)

河内大夫判官館

経高、 たものである。ここでは、「当社領堺南庄」と明示されている。 三浦周行氏によって正平十三(一三五八)年の後村上天皇の綸旨であるとされている。奏者の勘解由次官は、(47) 宛所の河内大夫判官は、楠木正儀である。すなわち住吉社から訴えてきた守護使の狼藉を止めるよう正儀に通達し 中御門

[史料 G 48]

(花押)

堺南庄念仏寺々内住僧職事、寺僧等企列参、当三尊三村宮可有御寄附之由、 御寄進者也、 然励寺社之造功、 彌可致殿中御繁栄之御祈祷之由、 所仰候也、 仍執達如件 堅依歎申之、 初於彼住僧職者、永代寺家上有

応永十八年六月廿日 忠(一四一二)

念仏寺々僧等中

る。 僧職か)を三村宮に寄附するよう申請した。そこで初めてこの住僧職を念仏寺側に寄附するというものである。この住(気) に応永二十二 (一四一五) 僧職をめぐっては、若干の問題が存在したふしがある。しかし、ひとまずこの住僧職は念仏寺側のものとなった。さら(ラコ) たと考えられる。 忠重は、 史料Gでは、 住吉神主津守国清の奉者である。これによると念仏寺の寺僧達が列参を企て、念仏寺内の住僧職(49) 住僧職を「初」て寄進するとしている。すなわち史料G以前、この住僧職は住吉社側の有するものだっ 年六月二十日には、 国清の跡を継いだ国豊からも念仏寺に対し住僧職の安堵状が出されてい (安住寺住

職寄進状が念仏寺に宛て出されている。 方、念仏寺自体の住僧職については、応永十五(一四〇八)年十一月二十四日付で和泉上下両守護代から念仏寺住僧 一連の念仏寺住僧職の帰趨を巡る事実によって住吉社の影響力が、 かなり低下

してきていると指摘することができる。

を受けていた。 総括すれば、 住吉社領となっていた堺南荘において、その中心であった開口神社および念仏寺は、 しかし、 開口神社=念仏寺は、住吉社領として住吉社に従属するという関係からは、 周辺の有力者の帰依 離脱していこうとす

、この開口神社=念仏寺と住吉社との関係は、 その後どのように展開していくのか。 次章で考察したい る方向性を持っていたのである。

第三章 住吉社からの離脱

時的に成立したのではないことを明らかにしたい。 を追う。そしてこの念仏寺の変化が、 本章では、住吉社と深い関連を有していた念仏寺 中世都市堺を生み出す大きな要因となり、 (開口社) と堺南荘が住吉社との荘園制 中世都市堺が荘園制的枠組みの中から即 的 |関係から離脱していく過程

第一節 念仏寺言上状

ろうか。応永三十一(一四二四)年九月幕府宛念仏寺言上状が残されている。 ら離脱しようとする方向性を認めることができた。このような念仏寺の動きは、その後どのように展開していったのであ 前章では、念仏寺、及び念仏寺内安住寺双方の住僧職を巡る問題を取り上げた。その結果、念仏寺が住吉社の支配下か

【史料 H】

泉州堺南庄念仏寺衆徒等謹支申、

之由、 也、 行之僧五人仁、 為居清僧十人之間、 以贔屓之儀、於住吉神前十人清僧与五人乱僧、 右於当寺、乱行不法之輩、 同六月廿三日預御成敗、 且云奸訴、 清僧等歎申之処、 令必定畢、 且云乱行、 究淵底之沙汰者也、 任清僧等之理運、就令落居、 背社命之由、 然間、 若於有御許容者、 依令露顕、自住吉之社家、寺僧等以起請文、可注進之由、被下知之間、 以社家之使節三人、彼妻女等亡、被相尋之間、悉令白状之処、爰為社家之奉行、 被下知、 随而、 自宗之滅亡、又者寺家顚倒之基也、 可及相論之起請文之由被申之間、 結句、 内々如風聞者、 依被仰付住吉之奉行所、則自社家、被払件乱僧五人、 清僧等、 彼乱僧等、 忽被払寺家、 就申当山御院中企訴訟之由、 被破脚坊舎之間、 既證拠分明之上者、争重而可及起請文哉 不可有不歎者哉、 去五月九日、 所詮、 仍一々捧晧文之処、 承及之間、 以前任上裁落居 厳密如元、 庭中言上及、 乱僧於 所支申 被 乱

応永卅一年九月

Н

為蒙無為之御成敗、

粗謹支言上如件

は、 たったところ、妻帯や息女の存在を白状した。ところが、住吉社家側はこの濫僧五人を贔屓にしているため、(56) その乱行の張本であると判明した。そこで住吉社家から社家奉行の下人を含む使節三人が下向し、 文之一段事者、 において濫僧五人と、無実と判明している清僧十人とで湯起請を行うようにとの裁定が下ったのである。 と記す)が居るということで住吉社家から念仏寺側に命じて起請文を提出させた上で事件を究明したところ、 件に関連した文書数通があるので、参照しながら事件の推移について見る。念仏寺に妻女を帯した乱僧 て湯起請に及ぶ必要はない、 これは念仏寺内部の寺僧問題をめぐる住吉社家と念仏寺との相論に関する史料である。「開口神社文書」には、「55) の庭中へ 念仏寺から追放され、その坊舎は悉く破却されてしまったのである。これを不服とした念仏寺側は、(8) 、 訴える。 (59) 両方理非相半之時、共可致沙汰事」である。この一件は、「既證拠分明之上」は、理非顕然である。 (57) その裁定が六月二十三日に下り、 と清僧等が反駁した。これが社命違反であるということで同三十一年二月二十七日に 清僧らは還住する事ができたが、 さらに濫僧五人は、 五人の濫僧の究明に当 (濫僧、 しかし、 同年五月に幕 五人の僧が 奸訴を企て 住吉神前 以下濫僧 この 清僧等 「起請 従っ

府

【表】開口神社散銭知行関係史料

| 年月日 | 文 書 名 | 差出 | 宛 所 |
|----------------|-------------------|---------|-----------|
| ①延徳 2.10.晦 | 念仏寺修理料足預状案 | 昭広 | (念仏寺) |
| ② (明応 2).11.11 | 安養寺昭広書状 | あんやうし昭広 | せんかく房 |
| ③ (明応2).11.21 | 三村宮某書状案 | (念仏寺) | (圖閣伊豆守昭忠) |
| ④ (明応 2).11.21 | 闔閣伊豆守昭忠書状 | 闔閣伊豆守昭忠 | (念仏寺)年行寺坊 |
| ⑤ (明応2).11.22 | 闔間 伊豆守昭忠書状 | 圖閣伊豆守昭忠 | (念仏寺)年行寺 |
| ⑥明応 2.11.23 | 堺南荘又代官小坂安秀折紙案 | 当庄政所 | 住吉安養院 |
| ⑦ (明応 2).11.23 | 小坂安秀書状 | 小坂安秀 | 念仏寺年預房 |
| ⑧ (明応 2).11.24 | 闔閣伊豆守昭忠書状 | 闔閣伊豆守昭忠 | 年行寺坊 |
| ⑨ (明応 2).11.25 | 闔閣伊豆守昭忠書状 | 闔閣伊豆守昭忠 | 年行寺坊 |
| ⑩明応 2.12.2 | 安富元家折紙 | 安富元家 | 小坂次郎左衛門尉 |
| ⑪明応 2.12.2 | 堺南荘又代官小坂安秀折紙 | 小坂安秀 | 念仏寺 |
| ⑫ (明応 2).12.5 | 小坂安秀書状 | 小坂安秀 | 念仏寺 |
| ⑬ (明応4) .9.19 | 住吉社明宗頼重等連署書状 | 明宗 頼重 | 念仏寺衆僧 |
| | | 氏昭 忠躬 | f t |
| ⑭ (明応 4) .9.20 | 三村宮某書状案 | (念仏寺) | 住吉社 |
| ⑮明応 4.9.26 | 国則料足證文 | 津守国則 | 池永左京亮 |
| ⑯(明応 4).9.26 | 津守国則書状 | 津守国則 | 池永左京亮 |
| ⑰天文 21.12.18 | 池永長阿料足寄進状 | 池永長阿 | 念仏寺 |
| ⑱天文 21.12.18 | 池永長阿書状 | 池永長阿 | 念仏寺少納言 |
| <u> </u> | | | |

幕府に出訴したようである。それに対する支状の案文が史料Hである。

反として清僧等を寺内から追放し、彼らの坊舎の破却にまで及んでいる。つまり住吉社は、念仏寺に対する検断権も握っ 定に論駁しているのである。 ていたのである。一方で、念仏寺側は、 ここでは、念仏寺内部の濫僧の究明に関し、明らかに住吉社家側が調査・裁定の主導権を握っている。 理非顕然の上は起請に及ばず、という裁判上の論理を持ち出して住吉社家側の裁 しかも、 社命違

ことを示そうとしたに相違ない。 神判を行うことが目的だったのである。すなわち、湯起請という神判を通じて念仏寺が依然として住吉社の支配下にある を通じての裁判規範であった。にもかかわらず、湯起請を強要している背景には、他ならぬ住吉社の神前で住吉神による 合、濫僧自らがその乱行を自白しており、理非顕然である。理非顕然の場合は湯起請に及ぶ必要はない、というのが中世 このような念仏寺の動向に対し、 住吉社側は、 神前における湯起請という手段で押さえ込もうと画策する。 史料H の場

将軍義持の御判御教書が出される。 かの干渉が続いていたらしく、念仏寺からは、祈願寺の安堵要請がなされている。これを受けて同年十二月二十三日には 局清僧等は、その後も寺家にとどまり、仏事は退転なく行われたようである。しかし、濫僧、 この事件の顛末は定かではない。応永三十四(一四二七)年十月の室町将軍家祈願寺安堵要請の言上状によると、(®) あるいは住吉社側から何ら

このような念仏寺の住吉社に反駁する動きは、(②) その後どのように展開するのか。 次節以下、 具体的事例から考察する。

第二節 開口社散銭知行権と住吉

明応二 (一四九三) 年、住吉社家と念仏寺の間で三村宮、 すなわち開口社神前の散銭を巡って相論が起こる。

(史料 [63]

候哉、 当社両宮三村社之事、 天下御祈祷闕候哉、 殊今度就当社之儀、 無勿躰候、 去々年一乱之剋、 如往古、 所詮神慮之事候へ者、 万可有執行之由、 号借銭、 彼一宮御押領段、言語道断之次第候、 可然様被仰合、 自京都被仰出候、 如先規無相違候者、 然上者、早々被還付候者、 借用之事者、 一社可為大慶候、 目出候、 任大法、 若御難渋候者、 事々恐々謹言、 可有其沙汰

九月十九日

明宗(花押)

頼 重 (花押)

氏 昭 (花押)

忠 躬 (花押)

念仏寺 常僧御中

【史料 (64) 1 (14) 1 (

「住吉ゑの返事 案文」(奥書)

候、 聊於寺家、非如在之儀候、殊只今押領仕候之由被仰候、 当社就散銭之儀、 入被置候き、 其已後、 然間、 自京都も預御尋候之間、 御懇預御札候、 去々年度々催促申候処二、何共無御了間之由、 委細拝見申候、 如此子細申、 彼参銭之儀、 同彼御借状懸御目候処ニ寺家之申事、聞召被分候て、 覚悟不及子細候、 安養寺連々御知行之儀候処二、 御返事候間、 重而御尋之儀候共、 さてハ御契約之御文言ニまかせ、 此外者、 先年御借銭之時、 別之申事有間敷候、 御下知被成候間 彼御質物 知行仕

九月廿日

委細猶使者可申候間、

今者略候、

恐惶謹言

御報

の史料については表にまとめた。 これは住吉社家と念仏寺の間で三村宮 事件の推移を追いながら、この二つの史料を見る。 (開口社) 神前の散銭(=賽銭)をめぐって相論が生じた際の史料である。 関連

ら又代官を通して念仏寺へ散銭知行権を認める安堵が出されたのである(史料⑩)。この安堵に至るまで、社家奉行闔閣 銭と三村宮散銭知行権が問題化したのである。何故明応二年の段階に問題化したのか、その経緯は不明である。しかし、 ひとまず散銭知行権は念仏寺側の権利として落ち着く。明応二年十二月二日に当時幕府御料所となっていた堺南荘代官か ところが借銭の返付が成されず、借状の契約が履行されないまま三年が過ぎ、明応二(一四九三)年に至った。ここで借 表の番号である)。住吉社家安養寺昭広は念仏寺修理料から五貫文を借りる。抵当に入れたのは、三村宮の散銭であった。 (開闔) そもそも事件の発端は、延徳二(一四九〇)年十月に遡る(表参照、史料①。以下史料①のように示すのはすべてこの 伊豆守昭忠を介して住吉社と念仏寺の間で度々折衝が成されている。その経緯が史料②~⑨によって明らかとな

る。

については銭主の方へもちかけて処理してほしい、利息についても銭主の返事により計算いたします。)」とある。 もたせかけられ候て、 十一月二十五日、 在のため引き延ばしております)…」とある。この史料の内容から、 奉行への返事(史料③)に「彼之御借状餘所へ遣候間、彼方之儀を今一応致苦労、可令申心中候処、彼仁他行候て延引之 ところがこの事件には、住吉社と念仏寺の外、第三者の存在が窺われる。十一月二十一日には、 (例の借用状は、よその人に遣わしているので借銭に関する問題については今一度考えるべきところ、この人物が不 闔閣昭忠から念仏寺年行寺に宛てた書状 御扱候て可給候、利平の事者、銭主の御返事ニより、 (史料⑨) に「まつそれまて、 借銭問題には第三者が絡んでいたことが判る。 かさねて御さん用可申候 本銭五貫文進之候、 念仏寺年行寺から社 (元本五貫文のこと 従って 更に

安養寺昭広の借銭は、 当初は念仏寺ではなく、他の銭主からの借銭であったことが判る。

堵が出されるに至ったのである(史料⑩)。 通達されている。これが十一月二十三日の書下状である(史料⑥)。そして十二月二日に念仏寺の散銭知行権を認める安 安秀から住吉社側に対し、念仏寺への安堵決定、及びそれについての異議申し立ては、十一月中に申し出ることの二点が 結局三村宮散銭は、先にも述べたように念仏寺の知行が確定し、その安堵の裁定が下される。堺南荘又代官小坂

しかし、事件はこのまま落着しなかった。その状況を示すのが史料I・Jである(史料⑬・⑭)。

側である。 念仏寺衆僧である。 史料Ⅰは九月十九日付、 史料Ⅰは、住吉社家から念仏寺衆僧に出されたものであることが判る。 吉一社明宗」とある。従ってこの四人は、住吉社側の者である。一方、その宛所は、「念仏寺衆僧御中」である。 まず、二通の差し出しについて検討しなければならない。 史料亅の端書には「案文」とある。史料亅は、案文として念仏寺に残ったもので、差し出しは念仏寺 史料
Jは九月二十日である。
史料
Jは史料
Iに対する返事である。従って史料
Jの差し出しは、 史料Ⅰは、 他方、史料Jの奥書には「住吉ゑの返事」とある。 明宗以下四人の連署状である。この礼紙には 従って 「住

ったのである 握っていたようである。これを不服とした住吉社側が念仏寺へ散銭の返還を求める要求をしたのが、 史料丁、 明応四 (一四九五) 年の時点では、 延徳二 (一四九〇) 年の借状の契約どおり念仏寺が三村宮の散銭知行権を 史料Iの連署書状だ

その旨は「京都」の方からも了解を得ている。従って散銭の返還はしない」、と住吉社側の申し出を拒否しているのであ しかし、 史料丁を見る限りにおいて念仏寺側の態度はかなり強硬である。「念仏寺側としては契約どおり散銭を知行し、

さて、もう少し散銭をめぐる問題を追ってみたい。この問題は、結局第三者である銭主の登場でようやくの解決を見る

る。

(史料K)

彼借状等、送給候、 此間者、依無差題目、 社大慶不可過此候、 久不申通候、仍三村社之事、為一社、寺家へ歎候処、 委細之段、 田中加賀守可申候、 恐々謹言、 被加御異言、 属無為、殊代物、 過分依御引違、

九月廿六日

国 則 (花押)

池永左京亮殿

状であろう。 これは住吉社神主の津守国則の書状である (史料⑮)。 国則が同日付けで池永から借銭した (史料⑮) 時に出された書

るのである。 収まったという。 これによると三村宮の件につき、住吉一社として念仏寺へ歎き申したところ、池永左京亮が、 池永左京亮は言うまでもなく史料Kの宛所の人物である。 殊に池永氏によって住吉社の借銭が立て替えられた上、借状も返還された。その報告と礼を述べてい殊に池永氏によって住吉社の借銭が立て替えられた上、借状も返還された。その報告と礼を述べてい 意見を加え、 事は無為に

状を担保物件の権利とともに寄進することにより、その債権は念仏寺に委譲された。 十二年も経た天文二十一(一五五二)年になって池永助九郎長阿から念仏寺へ寄進されている(史料⑰)。このように借 文の立て替えとともにまた散銭を担保とした多額の借銭が行われたようである。ところがこの津守国則からの借状 史料Kとともに津守国則は、一〇〇貫文の借状を池永氏に差し出している (史料⑮)。おそらく、念仏寺への借銭五貫 五

所有になる。結局、三村宮散銭に関しては、念仏寺の知行となった。ところがこれを不服とした住吉社側は、 状を銭主は念仏寺に寄進したと思われる。従って住吉社側からの借銭返済が滞るならば、三村宮神前の散銭は、 れは実質的には、 以上の事項を整理してみよう。 池永左京亮、 あるいは別の人物からの借銭であった。抵当には、三村宮神前散銭が当てられた。 延徳二年十月、住吉社家安養寺昭広は、念仏寺修理料足としての五貫文を借用した。こ 散銭知行権 念仏寺の この借

側であったと考えられる。 から当該の借状が念仏寺に寄進されている。おそらく、 帰趨は 住吉社側に貸し出すのである。この時点で住吉社は念仏寺への借銭返済を果たす。これによって再び三村宮散銭知行権 を取り戻すべく運動を展開する。 応の決着を見たが、結局住吉社側から池永氏へ一○○貫文の返済はなされなかった。天文年間に池永左京亮の子 その過程において池永左京亮が再度三村宮散銭を担保に念仏寺借銭を含む一〇〇貫文を 最終的に住吉社は散銭の知行権を放棄し、これを得たのは念仏寺 0

を次節の課題とし、 に一つの疑問が生じる。 た人物たちを取り上げたい 以上本節では、念仏寺が三村宮散銭知行権の帰趨をめぐって住吉社と対立し、これを獲得していった事例を見た。 本節の問題に大きく絡んでいた池永氏、 開口 社=念仏寺は、 何故明応年間になって住吉社からの散銭知行権の獲得に成功したのか。 あるいは池永氏同様堺に起居し念仏寺 (開口社) と関係の としてし これ あ

第三節 念仏寺と「堺」都市民

は池永氏、 念仏寺は、 すなわち堺の商人であった。本節では堺に集住した人々に焦点をあてる。 三村宮散銭の知行権をめぐって住吉社と対立し、 これを獲得した。 連 の事件に際し、 念仏寺を援助したの

【史料 L】

「寄進状」

奉寄進田

地

事

合壱町玖段七拾五歩者、 〔在所摂津国住吉郡五ヶ庄之内、 目録並! 紛失状別帋在之、〕

右彼堀内之田地者、 雖為我孫子屋次郎子孫相伝私領、 満歳以後、 為先祖 浄保、見祐、 浄仙、 見周、 妙善、 願主宗勝後

生菩提也、 本支證相副可申處二、文明貳年他所江預置候仁、令紛失候、 然間、 日録 紛失状相副、 所奉寄進 養徳和尚明

鏡也、 萬一 異乱煩申之輩出来在之者、 佛陀寄進上者、 可任大法旨者也、 仍為後代龜鏡之状如件

文明三年 辨後八月十二日(二四七二)

道 金 (花押)

依我孫子屋次郎申置

智 位 (花押)

多くの商人の帰依を受けた。史料Lに見える我孫子屋次郎も大徳寺養徳院へ私領を寄進した。この起請文の神文には 「當庄三村三社明神御罰」とある。「三村宮」と呼称されたのは開口社である。従って「當庄三村三社」に誓いをたてて「 これは、大徳寺養徳院に残された文書である。周知の通り大徳寺は堺との関係が深く、堺付近に末寺を有しており、(®)

いるところからすれば、道金と智位は堺の住人であったと言える。

我孫子屋については、「間中文書」に我孫子屋の名の見える売券がある。日付は文明十四年三月二十一日である。ここ(マヌ)

で売買の対象となった家屋の所在地は次のように記されている。

[史料M]

賣渡申家屋敷之事

合壹字者、

四至限 東海会寺築地限 北我孫子屋助次郎殿

西大道

南きぬや彌三郎殿

但たつみやの方へ地出候、

(後略)

四至を決定しているものについて、まず東限の海会寺は『蔗軒日録』記主である季弘大叔が文明十六年から十八年にか

従ってこの売券で売買の対象になった家屋は、 けて居住した禅宗寺院、西限になっている大道は堺の中心を南北に走る通り、そして北限が我孫子屋助次郎の屋敷である。 『蔗軒日録』 には我孫子屋の名が散見する。以上のことから、 堺の都市域内にあり、我孫子屋 史料しの我孫子屋次郎も堺の住民だったと結論 一族は堺都市域内に居住してい たのである。

できる。

た。この五ヶ荘の村々の内の一つに我孫子村があり、我孫子屋一族の本貫の地であったと考えられる。 十五歩である。 の対象地は史料しに見える同年閏八月に寄進された田地である。これによると寄進された土地は、 次に寄進の対象となった土地について見ておきたい。文明三年十月に道金によって坪付注文が作成されてい次に寄進の対象となった土地について見ておきたい。文明三年十月に道金によって坪付注文が作成されてい しかし全て買得あるいは質流れによって得たものであり、我孫子屋が得ていた収益は、 田畠併せて一町九反七 加地子得分であっ る。

に田地を有し金貸業を営んでいたことも判っている。 これを見ると「のと(野遠)や」「石津や」「誉田屋」「天王寺や」「あまの を本貫とするものである。とくに堺豪商として有名な「野遠屋」は、 天文四 や」「木津や」「あはち () 五三五 年四月二八日の「念仏差帳日記」は、念仏寺の築地修理に寄進した人数を書き出したものである。 (淡路)や」等が散見する。 これらの商人たちは、その屋号からわかるようにいずれも堺周辺 河内国八上郡野遠郷の出身で、早い時期から堺近郊 (天野) や」「石はし(橋) や」一たちめ

は 豪である。「念仏差帳日記」に見える板原氏が商人であるか否かは断定できない。 重要な位置を占めていたことは明らかである。 「名前+姓」という型である。この板原の場合は、 ||念仏差帳日記||の「小屋町」の項に「次郎五郎殿 屋号ではない。 板原」とある。「念仏差帳日記」の表記は、 板原氏は、 もともと和泉南部を拠点にした在地の十 しかし、 堺における渡唐船貿易には 「名前+屋号」 あ る

史料(8)

年板原次郎左衛門ヲ土佐へ下候へと為惣中申候へ共、 堺南北十人のきやくしゆ [渡唐船之儀相催衆也] より以木屋宗観 不罷下候間、 〔不知実名〕 為此方申付下候様にと申て候つる間申付下候、 小西宗左衛門、 五種五荷到来候、 其謂者去 然時ニ

渡唐船出来候、

祝着之由申て如此候・

船関連で堺の者が土佐へ下向することは、 から木屋・小西が来た、 応じなかった。 渡唐船之儀催衆」である堺南北十人の惣中から板原氏に土佐へ下るよう要請があったにも拘わらず、 しかし再度要請したところ、 というものである。 重要な意味合いをもっていたはずである。 要請どおり板原氏は土佐へ下り、 土佐は、 堺にとって対明貿易の中継点として重要な港であった。 渡唐船之儀が相成った、 その返礼として堺 板原氏は依頼に 従って渡唐

る。 土佐 窺えるように堺小屋町に居住し、 支障を来した堺側は、 願寺建立のためにこの材木を供出しよう、という内容の書簡である。おそらくこのような事情を背景に渡唐船(宮) その内容からすれば本願寺証如に近い人物であったことは間違いない。 の一条教房からの書簡が板原次郎左衛門に届く。 の間の事情は定かでない。しかし、この一ヶ月前、『天文日記』十二月二十四日条に関連記事を見いだせる。 材木不足を解決するため板原氏の土佐下向を要請したのである。 堺の対明貿易に絡んでいたことも事実である。(80) 去 (天文五) 年から渡唐船造船のために材木を貯めておい しかも先の天文四年「念仏差帳日記」 『天文日記』 には板匠 原氏が散見す の造営に たので本 この日 からも

ろうか の土豪・ 理的には比定できない。 念仏差帳日記」 在地領主と共に玉井彦六がその名を連ねている。 の「材木町」 しかし『田代文書』年未詳十月六日松浦守書状には、 の項には、 「善次郎殿玉井」とある。 おそらく玉井一族も和泉南部に出自が求められるのではないだ これも「名前+姓」 和泉南部に出自を持つ綾井氏や田(8) の型である。 玉井につい ては

門徒である。また「材木町」の「三宅与九郎」も、『証如上人日記』に腹巻屋の畠地の返渡について証如より連絡を受け(38) 「念仏差帳日記」 0) 「甲斐町」 の項にある 「きくや (菊屋) 宗左衛門」 は、 『天文日記』 に見える有力な 向宗

ている84。

周辺を本貫とする商人、土豪、 このように開口社=念仏寺は、室町後期になると鎌倉期にみた御家人や「庄官」と呼ばれる在地有力者とは異なり、 あるいは本願寺門徒らとの関係を強めていたのである。 堺

ある。 堺では、その中核の一翼である開口社=念仏寺の性格が大きく異なっていたのである。(85) いた。 開口社=念仏寺と住吉社との関係が揺らぎ始める。同じ頃、念仏寺に拠る人々の性格が変化した。鎌倉期に見られた御家 この推論を本章に即して再考する。 人や在地の有力者ではなく、 吉社領であった。三村宮 ここで最初の仮説に立ち返ってみる。中世都市堺は、堺南北荘がそのまま移行したものではない、という推論をたてた。 以上本章をまとめる。堺南荘は、その中心であった開口社=念仏寺が住吉社と祭祀に基づく関係にあり、 彼らは旧 しかし、 室町中期以降顕著となるのは、近郊を出自とする商人、貿易従事者、土豪、 来の住吉社による支配関係を断ち切ることができる新興の富裕層であった。 (開口社) 新しく近郊から移住し勢力を伸ばし始めた人々が念仏寺と深く関わったのである。 堺南荘の中心開口社=念仏寺は、 散銭知行権も住吉社が保持する関係だったのである。ところが応仁・文明期前後から 御家人や「庄官」という在地有力者の帰依を受けて 要するに堺南北荘と中世都市 一向宗門徒と念仏寺の関係で 実質的には住

おわりに

①中世 一都市堺は、 堺南北荘から構成される都市として理解されてきた。 しかし、 実際に史料に見える地名の確認作業の

過程において中世都市堺と堺南北荘の間には空間的ズレが見られる。

堺南荘は住吉社の社領であった。しかし、応仁・文明期以降、 ②堺南荘の鎮守は開口社=念仏寺であり、 その祭祀の関係から開口社は住吉社の奥院あるいは外宮とされ、 住吉社の堺南荘に対する知行は退転する。すでに応永期に 実質的には

明応年間に住吉社 は |住僧職や寺僧問題をめぐる相論において、住吉社は開口社 は開口社=念仏寺と三村宮 (=開口社) の散銭知行権をめぐって争い、失う。 (念仏寺)に対する影響力の低下を露呈させている。そして

たが、 様性をもった集団が開口社=念仏寺を中心にできあがっていたのである。 ③背景には、 応仁・文明期前後から周辺地域を本貫とする商人、貿易関係者、 開口社=念仏寺に関わる人々の性格の変化があった。鎌倉期においては御家人等在地有力者が中心であっ 土豪、 一向宗門徒など従前と比較してはるかに多

のである。 生じることはあながち不自然ではない。②③に見る開口神社の変化も、 立脚する地理的条件や政治的役割の中で徐々に都市堺が形成されたことを勘案すれば、堺南北荘と都市域の空間的ズレが ①に見られる堺南北荘域と都市堺の都市域の空間的ズレは、まさに堺の都市としての特質を考察する上で重要である。 堺の都市形成に呼応して生じたものと考えられる

註

 $\widehat{1}$ 簡 耶蘇会士日本通信』上、 一五六一年八月一七日付

 $\widehat{2}$ 豊田武 村效 体の 泉澄一 著作集第四巻『封建都市』 吉川弘文館、一九八三年に再収)、 小西瑞恵 年)、『日本都市史入門』Ⅱ(東京大学出版会、一九九○年)、 三浦周行監修『堺市史』本編(堺市役所、一九二九年)、 が研究 『戦国織豊期の社会と文化』 吉川弘文館、 「戦国期南海路交易の発展―堺商圏の一角を追う」 『堺―中世自由都市』(教育社歴史新書、 『堺─商人の進出と都市の自由─』 (至文堂) 「戦国都市堺の形成と自治」(同『中世都市共同 思文閣、 二〇〇〇年、初出は一九八六年)、下 一九八二年)、 一九八一 のち

> 本の歴史』三一、一九八六年)。 朝尾直 『国史論集』)、 弘 「織豊期の堺代官」 同 「国際都市 (小葉田 堺 (週刊朝日百科 淳 教授 退 官記 日日

- $\widehat{\mathfrak{Z}}$ て」(同『日本中世の都市と法』吉川弘文館、 佐々木銀弥 「日本中世都市の自由・自治研究をめぐっ 一九九四年)。
- $\widehat{4}$ 豊田武前掲註2書一九四頁。
- 5 脇田晴子『日本中世都市論』 東京大学出版会、 九八

 $\frac{6}{6}$ 研究報告編 中世都市 東海埋蔵文化財研究会 堺市教育委員会『堺市文化財調査報告』、 堺の都市景観 九八九年)、 「清洲-慶長期を中心として― 同 「中世都市 ―織豊期の城と都市 堺の都市空間 伸 (第五 郎

人物往来社、一九九四年)。市 堺―都市空間とその構造―」(『中世都市研究』1 新中山修一先生喜寿記念事業会、一九九二年)、同「中世都―町割・屋敷割を中心として―」(『長岡京古文化論叢Ⅱ』

- (7) 『図集日本都市史』(東京大学出版会、一九九三年)。
- 書一○四~一○五頁。 Ⅱ町 東京大学出版会、一九九○年)、小西瑞恵前掲註2(8) 例えば宮本雅明、キーワード「堺」(『日本都市史入門』
- 七卷二九〇六九)。 (9) 正中二年三月最勝光院領荘園目録案(『鎌倉遺文』三
- 二八巻二一八八八)。(10) 嘉元二年七月八日後深草上皇処分状案(『鎌倉遺文』
- して--」(前掲註6)。(11) 續伸一郎「中世都市 堺の都市景観--慶長期を中心と
- て『大絵図』とした場合は、すべてこの絵図を指す。田書店、一九七七年)で復刻されている。以後本稿におい(1) 小葉田淳・織田武雄監修『元禄己巳歳堺大絵図』(前
- (13) 平凡社『大阪府の地名』Ⅱ。
- に現在の堺市域となった。 その後徐々に周辺地域が市域内に編入され、昭和三十七年(4) 明治三十三年の市制町村制施行によって堺市となり、
- (15) 平凡社『大阪府の地名』Ⅱ。
- 八三年三月。(16) 堺市教育委員会『堺市文化財調査報告』一五集、一九

- (17) 本稿でとらえる中世都市としての堺は、環濠で囲まれ(17) 本稿でとらえる中世都市としての堺は、環濠を築く都市た空間を指す。環濠で囲繞された空間は、環濠を築く都市民にとって外部とは何らかの異質性を有するものとし民にとって外部とは何らかの異質性を有するものとし民にとって外部とは何らかの異質性を有するものとしていた堀の修復である、と捉える(前掲註2書)。中世のていた堀の修復である、と捉える(前掲註2書)。中世の状にも環濠が存在していた。
- (18) 平凡社『大阪府の地名』Ⅱ。
- (19) 湊・中筋・舳松・北庄の四ヶ村を指す。
- (20) 平凡社『大阪府の地名』Ⅱ。
- 九年)一五〇~一五一頁。(21) 三浦周行監修『堺市史』本編第一(堺市役所、一九二
- 浪速叢書刊行会、一九二八年)。(22)『全堺詳誌』(浪速叢書第十三地誌其二『泉州史料二』
- の延長線上にあり、この津と開口社の関連から、現所在地で『万葉集』巻十五―三七二二の「大伴の津」が長尾街道に『万葉集』巻十五―三七二二の「大伴の津」が長尾街道院を結びつける伝承から、開口神社の所在地は現在とほぼ開口神社と住吉大社、及び住吉神輿渡御の御旅所である宿開口神社と住吉大社、及び住吉神輿渡御の御旅所である宿り、かずの延長線上にあり、とする説(吉田豊氏のご教示による)、さら、地は、現在の地点からさらに東部ということになり、いずの延長線上にあり、この津と開口神社の所在地は、現在の地点がら、現口神社の所在の延長線上にあり、この津と開口神社の所在地は、現在の地点がある。

るところである。 置していたか、史料からは断定できない。しかし、院政期 その古代地理— には現所在地とほぼ同じ位置にあったことは諸説の一致す とほぼ同じであるとする説がある(千田稔「住吉と難波 九八八年所収)。いずれにせよ、 | 上田正昭編『住吉と宗像の神』 筑摩書房| 開口社が本来どこに位

- 24 ている。 三浦周行氏は、 荘域と都市域の地理学的な相違を説
- <u>25</u> 『明月記』 建仁元年十月六日条。
- 26 承元四年四月。 「修明門院熊野御幸記」(『神道大系』文学編五参詣記)
- 27 命。 阪府の地名』Ⅱ)。 祭神は八十天万魂神・三筒男大神・素盞嗚命・息気長足姫 旧郷社。「ほうちがい」と通称する(平凡社『大 現堺市北三国ヶ丘町にあり、旧長尾街道沿いに鎮座。
- 28 そ守るらめ、…」とある(『続群書類従』十九輯下、 影を垂れてこ、に住む、池田と和泉の堺の里、里をもさこ いる。 詣記」には、「…ちはやぶる天より下る神なれば、 五五)。『宴曲抄』は、永仁四年以前の成立とされて 『日本古典文学大系』四四解説によると『宴曲抄』「熊野参 熊野街道沿いに集落があったことは推測されてい 巻五
- 29 「堺市史」 本編第一。 その他吉田豊氏のご教示による。
- 30 「祥雲寺文書」(『堺市史』第四巻 資料編一)大永六

- 五二六
- 31 『続群書類従』 九輯下、 卷二四三。
- 32 『続々群書類従』

 $\widehat{34}$

『明応六年記』一一月十三日条(『続群書類従』二輯下

巻四一)。

- 33 『後法興院記』明応六年十一月十八日条(『続史料大成』) 。
- 35 『大日本古文書』 家わけ第六、 五七四。
- <u>36</u> 『大日本古記録』。
- <u>37</u> 従って堺南北荘域内は、都市域を内包していると考えられ 本註の冒頭に揚げた仮定は成り立たない が見える。これもまた『大絵図』に記載された町名である。 軍記(『改定史籍集覧』十三) は『大絵図』に見える。 く別個のものである、という仮定もあり得る。しかし 「念仏差帳日記」(「開口神社文書」十二―一) にも 材木町」が確認できる。また、『足利季世記』巻六久米田 |智勢罷帰畢、堺南庄材木町||とあるが、「南材木町」の名 。多聞院日記』天文十一(一五四二)年三月六日条には ところで堺南北荘と中世都市としての堺との範囲が全 遡って天文四 には「堺ノ北ノ庄材木町」 (一五三五) 年の
- 以下「開口神社文書」とした場合は、同史料集所載である。 収められたものの二種がある。巻子については十二―一 なお、同文書は巻子に仕立てられたもの、 (十二巻―一号)と示す。箱に収められた史料については 「開口神社文書」二―十七(同社編『開口神社史料』)。 箱ごとに

随時箱名を記す。

39 |堺開口神社と平野杭全神社|| | 解説。 堺市博物館昭和五十七年度春季特別展 都市の信仰史

 $\widehat{40}$ 開口神社文書」二—十五

注進

堂供養導師布施注文事

、向井二郎入道、 堂布施物

(中略)

一郎入道、 本豪法印御房助成相加物

(中略)

左右楽所、惣布乃米、 廿石国斗定

、念仏寺供養導師布施

左右楽所、惣布施布、 四十端 馬二疋

右、 注進如件、

建保七年四月□日

「開口神社文書」二―十九。

 $\widehat{41}$

 $\widehat{42}$ 註 (40)。

<u>43</u> 「和田文書」文永九(一二七二)年和泉御家人大番支

永和元年十二月念仏寺年中行事次第(「開口神社文書

「赤家可持之」 「端裏書」 「念仏寺雑事引付 (押紙) 堺区開口神社

配状案(『鎌倉遺文』一五巻一一一一五)。

念仏寺 合但永和元年呢、 一年中仏寺以下 注進之 雑事引付

正月

(中略)

同五日修正牛玉、 四人庄官方送之、

(中略)

十二月

廿五日 正権両殿 開口四人庄官方

巻数、専当送進之、

卷数紙、自寺沙汰之、

(以下略)

45 二八卷二一八八七)。 嘉元二年七月八日後深草上皇處分状案 (『鎌倉遺文

(46)「住吉大社文書」(東京大学史料編纂所影写本)。

<u>47</u> 『堺市史』本編第一、一九七~一九八頁。

48 「開口神社文書」六―三。

49 同右文書「忠重」の註による。

50 状 (「開口神社文書」六―四) には「堺南庄念仏寺之 高い。史料Gと同年応永十五年八月廿二日付けの国清安堵 のを利用)念仏寺の地主神とされていたらしい。 にあり、(『住吉大社松葉大記』『開口神社史料』所載のも 寺内安住寺」とある。安住寺は、「堺鑑」によると念仏寺 「念仏寺々内住僧職」とは安住寺の住僧職の可能性が

(一開

51

応永十八年八月二十二日津守国清住僧職安堵状

口神社文書」六一匹)。

- 清は、応永二十一年正月二十日没。八一)で「国清舎弟。応永廿一年二月當任。」とある。国(52)「住吉社神主一族系図」(『続群書類従』七輯下、巻一
- (53) 「開口神社文書」六一六。
- (「開口神社文書」六―二)。 文書」六―一)・同国下守護細川基之代斉藤玄霖寄進状(4) 和泉国上守護細川頼長代生石家光寄進状(「開口神社
- 文書」拾番箱—一〇)。(5) 応永三十一年九月念仏寺住侶等言上状案(「開口神社
- 社文書」拾番箱—九)。(5) 応永三十一年五月念仏寺々僧等重言上状案(「開口神
- (57) 同右。
- (58) 同右。
- 等言上状案(「開口神社文書」拾番箱—十二)。(「開口神社文書」七—一)、応永三十四年十月念仏寺住侶(9) 応永三十四年十二月二十三日足利義持御判御教書
- 文書」拾番箱—十二)。(6) 応永三十四年十月念仏寺住侶等言上状案(「開口神社
- (「開口神社文書」七―一)。 (61) 応永三十四年十二月二十三日足利義持御判御教書
- になるまでの過程に位置づけて論じている。(前掲註て、小西氏が住吉社による神領支配の時代から堺の惣鎮守(2) 開口神社および念仏寺の住吉社からの自立傾向につい

2論文一一四~一一五頁)

- (「開口神社文書」三―七)。(63)(明応四年)九月十九日住吉社明宗・頼重等連署書状
- 小子子)。(4)(明応四年)九月二十日三村宮某書状案(「開口神社文(4)(明応四年)九月二十日三村宮某書状案(「開口神社文
- 徳二年の借状(史料⑨)の端書に記されたように明応四年対する返礼である。日付は九月二十六日である。従って延月廿五日返進」という端書がある。一方、史料Kには、状(史料①)には「安養寺借状之案 證文ハ、明応四年九状(史料①)には「安養寺借状之案 證文ハ、明応四年九

- ものが翌日の史料Kということになる。九月二十五日に借状が返進され、それに対する礼を述べた
- 註2論文一二一~一二三頁) 豪商である。(豊田武前掲註2書二〇二頁、小西瑞恵前掲(行) 池永氏は湯川氏とも言い、対明貿易にも携わった堺の
- 第十七『大徳寺文書』一二二六)。(8) 道金・智位連署田地寄進状(『大日本古文書』家わけ
- 五五年、二五四~二五五頁)。 (69) 玉村竹二『五山文学』(日本歴史新書、至文堂、一九
- 生活史の研究』思文閣出版、一九八一年、三九六頁)。(70) 三浦圭一「大徳寺をめぐる商人たち」(同『中世民衆
- 7) ただし、史料しの場合、我孫子屋次郎自らによる寄進したことは確実である。 この起請文には、「彼跡事」とあり、史師事…」とある。従って我孫子屋次郎は、文明三年には既め事…」とある。従って我孫子屋次郎は、文明三年には既が事」とあり、との起請文には、「我孫子屋次郎依無妻子、彼が事」とある。従って我孫子屋次郎は、文明三年には既死去している。この起請文には、「我孫子屋次郎依無妻子、彼を主している。この起請文には、「我孫子屋次郎依無妻子、彼不」とは確実である。
- ろの牛頭天王・塩津老翁神・生玉大明神が挙げられてには、「三村三社之事」として開口神社の祭神であるとこ(2) 『住吉相生物語』(『開口神社史料』所載のものを利用)

- (「間中文書」『堺市史』資料編第一所収のものを利用)。(73) 文明十四年三月二十一日備前屋右衛門五郎屋敷売券
- (74)例えば文明十六年九月十一日条・同年十二月九日条等。
- (75)『大徳寺文書』一二二九。
- (76)「開口神社文書」十二——一。
- (77) 豊田武前掲註2書一七五頁。
- (78) 『天文日記』天文七年正月十七日条。
- (79)『天文日記』天文六年十二月二十四日条。
- (8) 「板原家文書」および解説(京都府立総合資料館『資料館紀要』十六号、一九八九年)によると、板原氏は「多質内板原与四郎定秀」(『九条家文書』)と見え、多賀で板原氏は雑賀側に加担した和泉南部の土豪とともに列挙で板原氏は雑賀側に加担した和泉南部の土豪とともに列挙されている。以上のことから板原氏は付近の土豪だったと考えられている。さらに現泉大津市には板原の地名が見える。
- 料編纂所影写本)。(3)「田代文書」年未詳十月六日松浦守書状(東京大学史
- (8) 広島県厳島神社所蔵奉納絵馬銘文 (『堺市史』資料編)。
- 月廿日条、同年四月九日条。(8)『天文日記』天文八年十二月廿三日条、天文十三年三

- (8) 『天文日記』天文十二年十二月廿六日条。
- (85) なお、中世都市としての堺は、その中心を東西に走るした都市結合が存在したと考えてよかろう。 は、北側の領域内には、菅原天神社周辺は、これを中心とした町並および堀の存在が確認されている。おそらく中とした町並および堀の存在が確認されている。おそらく中とした町並および堀の存在が確認されている。南側が堺南荘メインストリートによって南北に分かれる。南側が堺南荘とした都市結合が存在したと考えてよかろう。

(お茶の水女子大学大学院修了生)